

雇用サービスだより

No.285 石川労働局

令和6年能登半島地震により被災された事業主の方へ 厚生労働省からのお願い



一時的に事業を休止する場合でも、解雇・雇止めをするのではなく、休業等による雇用の維持に最大限努めてください。

雇用維持のために、以下のような支援策を実施しています

休業手当を支払った場合



雇用調整助成金を利用できます

令和6年能登半島地震に伴う「経済上の理由」(※1)により休業、教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向を余儀なくされた事業所において、労働者に休業手当や賃金等が支払われた場合、雇用調整助成金が利用できます。

(※1) 「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なことにより事業活動が阻害されている、などが挙げられます。

→詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)

休業手当を支払っていない場合



雇用保険の失業給付を受給できます

事業所が、令和6年能登半島地震に伴う災害により休止・廃止したために、休業して賃金(休業手当を含みます。)を受給することができない方は、実際に離職していなくても、失業給付を受給できます(※2)

*通常は離職していないと受給できません

*雇用調整助成金の特例とは異なり、災害により休止・廃止となったことが必要です

(※2) 受給の要件(雇用保険の被保険者期間が6か月以上など)を満たす方が対象となります。また、この特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。

→詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00007.html)



休業手当を支払う義務があるか否かは、Q & Aを参照してください

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署(派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当)にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。Q&Aを含む労働基準関係の災害対応ページはこちら。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00177.html)

従業員 の解雇等に関しては、以下の事項に留意が必要です

地震が理由でも解雇や期間の定めのある労働契約を結んでいる労働者(有期契約労働者)の雇止めが認められない場合があります。また、今回の震災の影響で経営が厳しくても、上記の支援策を活用しながら、できる限り雇用の安定に配慮していただくことが望めます。

特に、パート労働者や派遣労働者などのうち有期契約労働者については、やむを得ない理由がなければ、契約期間の満了時まで解雇できない(労働契約法第17条)こととされており、有期労働契約期間中の解雇は、無効と判断される可能性が高いと考えられるので、留意が必要です。

詳しくは、石川労働局・最寄りの労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

石川労働局のホームページでも、関連情報をお伝えしています。

■石川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawaroudoukyoku/home.html>





令和6年能登半島地震の甚大な被害による 特別労働相談窓口を開設しました

石川労働局は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、甚大な被害が発生していることを踏まえ、解雇や休業等に関する労働相談に対応するため、特別労働相談窓口を開設しました。なお、お住まいの地域の労働基準監督署・ハローワークが閉庁している場合は、その他の労働基準監督署・ハローワークでもご相談できますのでご利用ください。

1 開設期間・対応時間

令和6年1月4日（木）から当面の間 8：30～17：15 土日祝除く

2 相談内容

➤ 労働局（雇用環境・均等室）

- ・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメントに関する相談
- ・育児休業、介護休業等に関する相談
- ・その他相談先がわからない労働関係の相談

➤ ハローワーク

- ・事業所の助成金（休業）に関する相談
- ・雇用保険の特例給付に関する相談等

➤ 労働基準監督署

（事業主の方へ）

- ・労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談
- ・復旧工事に係る安全及び労働者の健康に関する相談等

（労働者の方へ）

- ・賃金等労働条件に関する相談
- ・労災補償給付等に関する相談
- ・退職、解雇、労働条件引き下げに関する相談等



3 特別労働相談窓口の連絡先

労働局 【令和6年1月4日開設】

設置官署	住所	電話番号
石川労働局雇用環境・均等室 （総合労働相談コーナー）	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432

ハローワーク 【令和6年1月9日開設】

設置官署	住所	電話番号
ハローワーク金沢	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3035
ハローワーク津幡	河北郡津幡町清水ア66-4	076-289-2530
ハローワーク小松	小松市市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎2階	0761-24-8609
ハローワーク白山	白山市西新町235	076-275-4131
ハローワーク七尾	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎1階	0767-52-3255
ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241
ハローワーク加賀	加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609

労働基準監督署 【令和6年1月9日開設】

設置官署	住所	電話番号
金沢労働基準監督署	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階	076-292-7945
小松労働基準監督署	小松市市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階	0761-22-4316
七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階	0767-52-3294

事業主の方へ **令和6年能登半島地震の災害に伴う
雇用調整助成金の特例措置を実施しています**
(令和6年1月23日更新)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下「休業等」）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】

(令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。)
休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① 休業等又は出向を実施した場合の助成率を引き上げます。

【大企業】 1/2 ⇒ 2/3 【中小企業】 2/3 ⇒ 4/5

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

② 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、

ア 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。

イ 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑤ 休業等規模要件を緩和します。

対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合（休業等規模要件）

【大企業】 1/15以上 ⇒ 1/30以上 【中小企業】 1/20以上 ⇒ 1/40以上

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

⑥ 残業相殺（※）を撤廃します。

※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)



※助成対象期間は1年間です。

(特例措置の内容は次ページにもございます)

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。

詳細についてはガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>）や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999

受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

ガイドブック



【特例措置の内容】 (前ページからの続き)

⑦ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

⑨ 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

地震発生時において雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を地震発生前の指標と比較します。

⑩ 計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等又は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。



【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）

- ・取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・風評被害により、観光客が減少した
- ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【支給手続き】

【休業等の場合】

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業等を行った支給対象期間（1つの判定基礎期間又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間）ごとに支給申請することが要です。

【出向の場合】

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に出向を行った支給対象期（出向期間を6か月ごとに区分した各期間）ごとに支給申請することが必要です。

※ 支給申請期間は支給対象期間又は支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内です。

※ 雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写し、その他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。



「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）

外国人労働者数は13,068人。過去最高を更新

石川労働局（局長 長嶋 政弘）は、1月26日（金）に石川県内における令和5年10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、全ての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和5年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 外国人労働者数は13,068人、前年比1,618人（14.1%）増加。
（届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新）
- 外国人労働者を雇用する事業所数は2,161所、前年比で131所（6.5%）増加。
（事業所数についても届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新）
- 国籍別では、ベトナムが最も多く、4,966人（外国人労働者数全体の38.0%）次いで中国2,089人（同16.0%）、インドネシア1,186人（同9.1%）の順。
ベトナムが前年比645人（14.9%）増加した一方、中国は前年比157人（7.0%）減少、インドネシアは前年比503人（73.6%）増加。
- 在留資格別の対前年増加率の順では「技能実習」は5,162人で前年比909人（21.4%）増加
特定技能などの「専門的・技能的分野の在留資格」が2,945人で前年比576人（24.3%）増加。
「身分に基づく在留資格」は2,705人で、前年比123人（4.8%）増加。



※取りまとめ結果の詳細につきましては、石川労働局ホームページに掲載しています。

令和6年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日です！

大学、短期大学と高等専門学校の令和6年度（令和7年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークでの卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）を対象とする求人の取扱いは、以下のとおりになります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期

広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降

ハローワークにおける求人の取扱い

求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

管内労働市場のうごき（令和5年12月分）

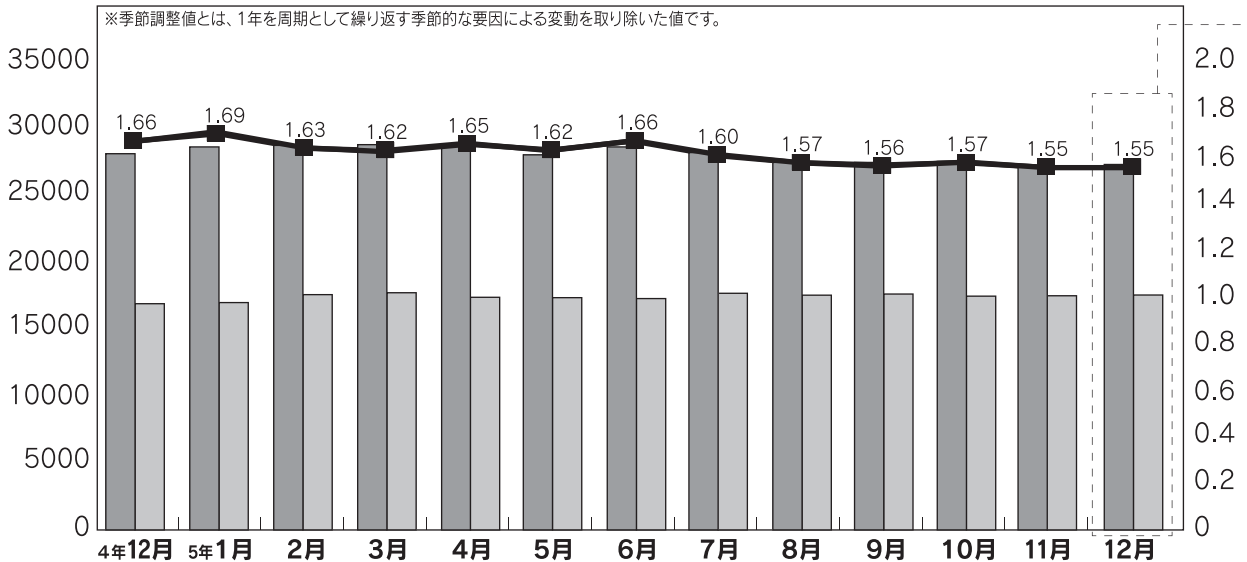
12月の窓

有効求人倍率
(季節調整値)
1.55倍

正社員
有効求人倍率
1.34倍

～求人される皆様へ～
正社員求人をお願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人(人)

	4年12月	5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人人数	27,419	27,925	28,007	28,054	27,956	27,314	27,905	27,482	26,766	26,771	26,830	26,467	26,673
有効求職者数	16,480	16,562	17,131	17,269	16,938	16,809	16,835	17,229	17,080	17,175	17,035	17,059	17,250

◎令和4年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。
 ◎12月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて0.8%増加し、有効求職者数(季節調整値)は1.1%増加したため、有効求人倍率は1.55倍となり、前月と同水準でした。
 また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.34倍となり、前年同月と比べ0.07ポイント低下しました。

●新規求人の動向

区分	4年度	5年12月	前年同月比
合計	116,052	9,804	6.1
建設業	9,192	773	7.7
製造業	15,297	985	▲21.3
食料品、飲料	3,429	224	14.3
繊維工業	2,071	96	▲45.8
はん用機械器具	1,387	45	▲55.9
生産用機械器具	1,871	119	▲30.8
業務用機械器具	172	13	▲27.8
運輸業、郵便業	7,161	577	4.2
卸売業、小売業	19,406	1,820	20.5
宿泊業、飲食サービス業	13,467	1,011	▲10.9
医療、福祉	23,377	2,111	13.3
サービス業	12,796	1,109	15.8

(注)1 パートタイムを含む。
 (注)2 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

●職業別有効求人倍率（常用）

令和5年12月

区分	有効求人(人)	有効求職(人)	有効求人倍率(倍)
合計	24,566	15,492	1.59
管理的職業	61	33	1.85
専門的・技術的職業	3,985	1,919	2.08
事務的職業	2,235	3,533	0.63
販売の職業	3,846	843	4.56
サービスの職業	6,348	1,369	4.64
保安の職業	581	95	6.12
農林漁業の職業	123	124	0.99
生産工程の職業	2,572	1,428	1.80
輸送・機械運転の職業	1,231	429	2.87
建設・採掘の職業	1,161	172	6.75
運搬・清掃・包装等の職業	2,423	2,461	0.98
分類不能の職業	0	3,086	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部
 〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
 金沢駅西合同庁舎5階
 (平日 8時30分～17時15分)

職業安定課：TEL 076-265-4427
 需給調整事業室：TEL 076-265-4435
 職業対策課：TEL 076-265-4428
 訓練課：TEL 076-200-8437
 石川労働局ホームページへ
<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP

